

令和4年度 調布・狛江 インフルエンサー活用事業における動画作成等委託 事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

令和4年度調布・狛江インフルエンサー活用事業における動画作成等委託

(2) 業務の目的

20～40代をターゲットに、動画の公開やSNSでのキャンペーンを通じて両市の魅力を発信し、両市の認知度向上・関係人口の獲得へつなげる。

(3) 業務内容

ア 映像制作業務

両市にゆかりのあるタレント（MC2名程度、お笑い芸人2組）を起用した8～10分程度のYou Tube用オリジナル動画2本（調布市編・狛江市編）を制作すること。

※ 企画、構成案作成、収録場所の確保・支払い、出演者への謝礼支払い（税込121万円（メイク・衣装代含む）。所属事務所と協議済み）、編集作業など、動画制作に必要な一切の業務を含める。

※ 動画の校正は2回程度を想定。校正用の動画データ（mp4形式）はメール等で委託者へ送付すること。委託者の確認期間は3日以上設けること。

※ 委託者は、納品された動画を、両市の公式You Tubeで公開する。

※ 出演予定のタレント名は、契約締結後に共有予定。

イ SNSを活用したキャンペーンの企画・実施

動画の拡散・両市の認知度向上を目的に、SNSを活用した企画を立案し、動画公開後に実施すること。（例：動画の感想をTwitterにハッシュタグをつけて投稿していただき、投稿者の中から抽選で10名にオリジナルグッズをプレゼント）。景品を用意する場合は、制作費、対応に係る人件費、郵送費も委託料に含めること（当選者への連絡は、受託者のアカウントで行う）。

ウ 職員向け研修の実施

(a) 対象 調布市・狛江市職員（計40名程度を想定）

(b) 時期 契約締結後～令和5年1月までの間の1日間（60分程度）

(c) 内容 魅力的な動画制作のポイント・効果的なSNS活用方法

(d) 場所 オンライン（Zoom）

(e) 方法

委託者は参加者一覧（氏名・所属部署など）を取りまとめて、受託者へ報

告する。受託者は、研修実施準備（内容検討、資料作成、ホストとして研修用 URL の作成）、当日の司会進行、画面操作、登壇を行う。外部講師の招聘も可とするが、この場合の謝礼は委託料に含める。また、委託者の内部での共有用に、研修の様子を録画したデータを、研修後 2 週間以内に委託者へメール等により送付すること。

(4) 業務（履行）期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 予算（見積限度額）

4,900,000 円（税込）

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たって、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成 18 年調布市要綱第 220 号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年調布市要綱第 8 号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
（営業種目：広告代理またはビデオ・スライド製作）
- (9) 過去 5 年以内にバラエティ分野の地上波テレビ番組または動画の制作業務（撮影・編集含む）受託実績を有する事業者であり、かつ当該受託実績で主たる担

当者を務めていた者が、本業務でも主たる担当者を務めること。

5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領という。」）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。（参加資格審査）
- (2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。（企画提案書等の書類審査）
- (3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。（プレゼンテーション審査）

6 募集内容

(1) 募集方法

要領12 実施日程（以下「日程」という。）(2)から調布市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は日程(5)（必着）までに、次の書類を持参又は郵送するとともに、電子メールにて広報課へ提出すること。いずれの副本も、事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

ア 参加申込書（様式1） 正本1部

イ 会社概要（様式任意 パンフレット可） 正本1部 副本8部

※ 事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。

※ 電子メールでの提出ができない場合、郵送のみの提出も可

ウ 業務実績調書（様式2） 正本1部 副本8部

エ 実施体制調書（様式3） 正本1部 副本8部

(3) 質疑及び回答

事業者は、応募方法・参加資格に関して質疑がある場合、日程(2)～日程(3)までに、質問書(様式5)を書面又は電子メールで広報課へ送信すること。

回答は日程(4)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により、広報課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、日程(6)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、日程(7)までに質問書(様式5)を書面又は電子メールで送付し説明を求めることができる。また、回答は日程(8)までに書面又は電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、日程(11)(必着)までに、次の書類を持参又は郵送により、広報課へ提出すること。なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること

書類	様式	部数
企画提案書	様式4(表紙のみ) 企画書は任意様式	正本1部 副本8部
見積書	任意様式	
業務スケジュール	任意様式	

(2) 提出資料作成上の留意点

- ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること
- イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法や実施体制を記載すること(再委託を行う場合は委託先や委託内容等も記載すること)
- ウ 過去の受託実績等を例示しながら、動画の企画・調整・撮影・編集において重要視している点を記載すること
- エ 企画案及び業務の工程表(スケジュール)を記載すること
- オ 見積書は要領2の予算(見積限度額)を超えないこと。また、内訳書も添付すること。

(3) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、日程(8)～日程(9)までに質問書(様式5)を書面又は電子メールで広報課へ送信すること。

回答は日程(10)までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。

(4) 注意点

- ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする
- イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする

9 企画提案書等の書類審査

(1) 審査方法

令和 4 年度 調布・狛江 インフルエンサー活用事業における動画作成等委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

(2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、日程(13)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(14)までに質問書(様式 5)を書面又は電子メールで送付し説明を求めることができる。また、回答は日程(15)までに書面又は電子メールにより行う。

10 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象

書類審査を通過した事業者を対象とする。

(2) 説明内容・資料について

主担当を務める者が中心となり、過去の受託実績を踏まえながら説明すること。事業者の持ち込み機器による動画・音声の再生も可とする。資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。なお、事業者のプレゼンテーションの持ち時間は 20 分程度（質疑応答を除く）を予定している。

(3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

(4) 審査結果の通知等

審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、日程(17)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(18)までに質問書(様式 5)を書面又は電子メールで送付し説明を求めることができる。また、回答は日程(19)までに書面又は電子メールにより行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。

審査委員会の委員は、調布市行政経営部広報課 2 人、調布市生活文化スポーツ部産業振興課 1 人、狛江市企画財政部秘書広報室 2 人の 5 人で構成する。

(2) 選定方法

ア 企画提案書等の書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者が7社以上だった場合は、企画提案書等による書類審査を行う（6社未満の場合は書類審査を実施しない）。なお、見積金額が見積上限額を超過している場合、書類審査の対象外とする。

イ プレゼンテーション審査

企画提案書及びプレゼンテーション審査により評価点を算出し、最も高い評価点を得た事業者を候補事業者として選定する。

ウ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

エ その他

(ア) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めることができるものとする。

(イ) 複数の事業者を審査した場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点

ア 事業者及び担当者の同種業務の実績

イ 調布市・狛江市の特性を踏まえた業務の理解力及び企画力

ウ 業務遂行能力（実現性及び的確性）

エ 専門知識を生かした応用力・調整力

オ 動画の編集技術

カ 実施工程及び経費の適切性

(5) 審査・評価の基準，項目及び配点

別に定める。

12 実施日程 ※締め切りはいずれも必着とする

	年 月 日	曜日	内 容
(1)	令和4年10月7日	金	審査委員会
(2)	10月7日	金	公示，ホームページへの掲載 応募方法・参加資格に関する質問受付開始日
(3)	10月13日 17時	木	応募方法・参加資格に関する質問締切日時
(4)	10月14日	金	応募方法・参加資格に関する質問回答日

(5)	10月20日 17時	木	参加申込締切日時
(6)	10月21日	金	参加資格審査結果通知日 参加資格審査結果に関する質問受付開始日
(7)	10月25日 17時	火	参加資格審査結果に対する質問締切日時
(8)	10月26日	水	参加資格審査結果に対する質問回答日 企画提案に関する質問受付開始日
(9)	11月2日 17時	水	企画提案に関する質問締切日時
(10)	11月4日	金	企画提案に関する質問回答日 企画提案書の受付開始日
(11)	11月9日 17時	水	企画提案書等の提出締切日時
(12)	11月10日	木	審査委員会（企画提案書等の書類審査）
(13)	11月11日	金	書類審査結果・プレゼンテーション審査開催通知
(14)	11月15日 17時	火	書類審査結果に対する質問締切日時
(15)	11月16日	水	書類審査結果に対する質問回答日
(16)	11月21日	月	審査委員会（プレゼンテーション審査）
(17)	11月22日	火	最終選定結果（プレゼンテーション審査結果）通知
(18)	11月25日 17時	金	最終選定結果に対する質問締切日時
(19)	11月29日	火	最終選定結果に対する質問回答日

13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を広報課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

14 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、審査・評価の基準、項目及び配点、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前において、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

15 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 参加申込日時点で要領4に掲げた条件を満たしていない場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

- イ 候補者を選定後，双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 事業を実施するうえで，仕様の変更が余儀なくされる場合，双方の協議により定めることができるものとする。
- エ 候補者の決定以後に，要領 4 に掲げる条件を満たさなくなった場合には，契約を締結しないことがある。

16 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市行政経営部広報課 担当：田澤・八木橋

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1 4 階

電 話：042-481-7301・7302

F A X：042-489-6411

Email：kouhou@w2.city.chofu.tokyo.jp